

# 地域再生事業等支援制度 債務保証申請の手引き

2011年4月制定

2015年4月改定

公益財団法人 不動産流通推進センター

目 次

第1章	地域再生事業等支援制度による債務保証	1
1.	債務保証の目的	1
2.	保証対象、要件	1
3.	保証の概要	2
第2章	業務フロー	4
1.	業務フロー	4
2.	必要書類	5
第3章	事前申請	6
第4章	事前審査	7
1.	保証できる法人・団体であるか否かの確認	7
2.	保証できる事業であるか否かの確認	8
3.	本申請の実施・不実施の決定	8
第5章	本申請	9
第6章	本審査	10
第7章	保証申請	10
第8章	債務保証実行	11
1.	債務保証書	11
2.	保証料	11
3.	債務保証付貸付報告書	11
4.	債務保証承諾書・念書	11
第9章	事後管理	12
1.	通常時	12
2.	期限の利益喪失時、その他重要事項発生時	13
3.	代位弁済請求時	14
4.	代位弁済実行時（求償権取得時）	15

添付資料 必要書類一覧・関係様式集  
公益財団法人不動産流通推進センター業務方法書(抄)・同細則・約定書

## 第1章 地域再生事業等支援制度による債務保証

### 1. 債務保証の目的

- ① 現在、日本社会において重要な課題となっている地域の再生、振興、活性化、既存の住宅ストック等の有効活用、高齢者の居住安定等を図る事業（以下、「地域再生事業等」という。）の実施における資金調達を容易にするため、当センターがその信用補完として債務保証を行うものであり、地域の活性化、不動産市場の振興等に寄与しようとするものです。
- ② 地域再生事業等において、不動産業者、特に複数の中小不動産業者による共同の事業を支援し、中小不動産業者による地域再生事業等の安定的な推進を図っていくものです。

### 2. 保証対象、要件

- ① 地域再生事業等支援制度の保証対象は、地域再生事業等において、不動産の改修、コンバージョン、新築等の実施あるいは賃貸事業等を行う法人又は団体が、金融機関から借り入れる融資債務です（\*）。

（\*）保証対象となる地域再生事業等の地域、事業等の例示

- ・「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく国の認定を受けた基本計画に定められた中心市街地区域内での活性化事業等
  - ・「地域再生法」に基づく国の認定を受けた地域再生計画の区域内での再生事業等
  - ・「都市再生特別措置法」に基づく都市再生緊急整備地域で地域整備方針等に位置付けられている再生事業等
  - ・「景観法」に基づく景観計画が定められた区域等で、計画に位置付けられている事業等
  - ・その他、上の各地域、区域以外の地域で行われる地域再生事業等で、その事業主体、事業内容等を勘案して、当センターの債務保証にふさわしいと判断される事業等
- ② 地域再生事業等支援制度に係る債務保証を受けるためには、当センターへの出えん団体の構成員が二以上又は事業協同組合等が、地域再生事業等に参加、協働していることが要件となります。
  - ③ 地域再生事業等支援制度に係る債務保証を受けるためには、債務保証の対象となる地域再生事業等が、国又は地方公共団体等の公的な団体により、補助金の支給あるいはその他の一定の支援措置を受けているものであることが要件となります。
  - ④ その他の保証の要件
    - ・地域再生事業等支援制度に係る債務保証は、金融機関の企業融資（コーポレート融資）に対して債務保証を行うものであり、保証対象となる法人・団体の企業活動全体としての業績、財務状況等の健全性について、金融機関が十分に把握、評価し、継続的に確認、ウォッチすることを前提としています。
    - ・債務保証の実施に当たっては、（i）事業計画および借入金返済計画（CF 計算書）の妥当性、（ii）事業対象不動産の価格評価額の、両面から検討、判断します。
    - ・金融機関が、当センターの債務保証以外に、抵当権等の物的担保、連帯保証等のその他

の一定の担保措置を取るものとし、当センターの債務保証の実施は、当該その他の担保に基づく債務の回収行為が適切に実施されることを条件とします。

- ・保証対象である法人、団体が、当センターが保証を行った事業および関連の事業を行うことを目的として新たに設立されたものであるときは、当該事業および関連の事業のみを行い、それ以外の事業は行わないことが要件となります。

### 3. 保証の概要

- 「保証の範囲・割合」は、保証に係る借入金の元本および債務の延滞発生時から最長で120日を限度とする利息・遅延損害金の合計額の90%以内です。  
なお、借入金の元本とは債務の延滞発生時の「元本残高」を指します。
- 「保証限度額」は、(i) 事業計画および借入金返済計画の妥当性、(ii) 事業対象不動産の価格評価額の、両面から個別案件ごとに決定し、かつ「保証の範囲・割合」内です。
- 「保証期間」は、原則10年以内としますが、
  - ① 保証期間が一定期間（最長5年）を経過した時点で、事業計画および借入金返済計画（CF計算書）の進捗状況を確認し、必要に応じて当該計画を見直していただきます。
  - ② 保証期間10年を経過した時点で、さらに一定期間延長することも可能ですが、改めて後述の一連の保証申請手続きが必要となります。
- 「保証料」は、保証残高に対し、年率0.2%です。
- スキーム上の「金融機関」とは以下に掲げるものをいいます。
  - 一 商工組合中央金庫
  - 二 独立行政法人住宅金融支援機構
  - 三 日本政策金融公庫
  - 四 日本政策投資銀行
  - 五 銀行（都市銀行、信託銀行、地方銀行等）
  - 六 信用金庫及び信用金庫連合会
  - 七 信用協同組合及び信用協同組合連合会
  - 八 保険会社
  - 九 その他前各号に準ずる機関で一定以上の信用及び審査能力があると認められる機関（ノンバンク）
- センターと多くの金融機関の間においては、すでにセンターの債務保証事業全般に係る約定書の締結がなされています。  
約定書では、
  - ① 保証契約の成立・効力発生時期
  - ② 保証付貸付けの実施の通知義務

- ③ 保証料の委託徴収
- ④ 事故等の発生の通知義務
- ⑤ 債権取立ての取り扱い
- ⑥ 償還状況の報告
- ⑦ 保証債務の履行方法
- ⑧ 保証債務の免責条件
- ⑨ 求償権行使に関する協力義務

などが定められており、これらが予め約定されている場合には、地域再生事業等支援制度に係る債務保証に関する取扱い等を、さらに付加して取り決めることとなります。

- なお、上記「約定書」の締結がなされていない金融機関の場合は、約定書の締結および地域再生事業等支援制度に係る債務保証に関する取扱い等を取り決めてから、所要の手続きを開始することとなります。

## 第2章 業務フロー

### 1. 業務フロー

- 地域再生事業等支援制度に係る債務保証の一連の業務フローは以下の通り。
- 各項目における詳細な業務内容については次章以降を参照のこと。

#### 【概念図】



#### 【各項目の概要】

##### ① 事前申請

- 事業推進者（あるいは被保証予定者）からセンターへの債務保証の検討相談から始まり、事業推進者（あるいは被保証予定者）より「債務保証検討申込書」の提出が行われます。

##### ② 事前審査

- センターの簡易審査により、本申請の可否が判定されます。可となった方に対しては、仮決定の保証限度額及び保証料率を併せて通知いたします。

##### ③ 本申請

- 金融機関のセンター保証付融資の実行についての内諾が本申請の要件となります。
- 金融機関と被保証予定者とで債務保証の本申請手続きを行っていただきます。具体的には、まず被保証予定者が金融機関に「債務保証委託書（被保証予定者）」を提出し、その後、金融機関より「債務保証委託書（被保証予定者）」に加え、自らの総合所見を付した「債務保証協議書」の提出が行われます。

##### ④ 本審査

- センターによる詳細審査（「事前検討委員会」および「審査委員会」（注）の審査）により保証の可否が決定され、保証を実行するとされた場合は、保証限度額も決定されます。  
（注）「事前検討委員会」および「審査委員会」は、保証の実行可否、保証限度額等を審査する本審査実施の根幹となる機関でセンター内部に設置されています。

##### ⑤ 保証申請

- 金融機関より「債務保証委託書（金融機関）」等の提出が行われます。

⑥ 債務保証実行

- 金融機関は、センターの債務保証書の発行を受け、センター保証付融資を実行していただきます。

⑦ 事後管理

- 金融機関は、センター保証付融資の実行後、被保証者から定期的に本手引きに定められた各種資料等を取得し、事業の状況把握を行うとともに、センターに資料提供を行っていただきます。
- なお、被保証者およびその関係者は、金融機関に対する資料提出、事業状況の報告等とは別に、当センターの要請に応じて適宜、各種資料の提出、事業状況の報告等を行っていただきます。
- 金融機関には、原則として1年ごとに分割して被保証者から保証料を徴収し、センターへ納付していただきます。

2. 必要書類

上記業務フローにおける各申請時において、事業推進者、被保証予定者、被保証者、金融機関等から提出していただく必要のある資料については別紙1「必要書類一覧」を参照してください。

### 第3章 事前申請

- 金融機関と事業推進者（あるいは被保証予定者）が不動産の地域再生事業等に係る資金調達に関し協議する際に、当センターの債務保証制度を活用することを検討してみてください。
  - ① 当センターでは、地域再生事業等に必要な資料等が揃っていない事業構想段階であっても、事業計画の概要等の比較的簡易な資料等を用いての予備審査を行う「事前申請」制度を設けています。
  - ② 事前審査の結果を受けた上で、事業の推進作業の実施や債務保証の正式申請を行うか否かの判断を行うことを可能にしています。
- 事前申請は、事業推進者（あるいは被保証予定者）からセンターに「債務保証検討申込書」（様式再生第1号）及び事業計画に関する資料を提出することにより行われます。この際、金融機関と事業推進者（あるいは被保証予定者）の間で融資について協議が進んでいることが望ましいです。

事前申請に必要な資料の内容としては、以下に掲げるようなものがあります。

- ① 事業概要（計画）書： 借入金返済計画（CF計算書）を含む
  - ② 物件概要書
  - ③ 路線価図、公示地価
  - ④ 住宅地図
  - ⑤ 物件写真、建物見取り図
  - ⑥ レントロール（既に賃貸事業が行われている場合）：空室部分、解約予告部分、自用部分等も明示
  - ⑦ その他の不動産資料： 登記事項証明書（土地・建物）、公図。その他、入手（作成）済みの建築関係資料等
  - ⑧ 被保証予定者（確定している場合）の財務関係資料等：企業概要書（登記事項証明書を含む）、直近の営業報告書・貸借対照表・損益計算書・税務申告書
  - ⑨ 国や地方公共団体等から受ける予定の支援内容に関する資料：補助金あるいはその他の支援の内容、要件が判る書面、資料等
- 金融機関は、事業推進者（あるいは被保証予定者）との協議を開始し、融資の実行に向けて事業計画の妥当性等の検証を開始してください。
  - 事業推進者（あるいは被保証予定者）は、本申請に向けて不動産市場・対象不動産に関する重要事項等の調査レポート（鑑定評価、その他の方法による価格評価を含む）、建物等調査レポート（ER、その他の方法による調査を含む）等の取得、被保証者となる法人又は団体を新たに設立する場合はその準備を進めてください。
  - 「債務保証検討申込書」において事業推進者のほかに、事業において被保証予定者となるものが既に確定・設立されている場合、その他、物的担保・連帯保証等の提供者、事業に関するコンサルタント等がいる場合には、これらを含むものとし、検討申込書の申込人として併せて記載してください。



## 第4章 事前審査

- 事業推進者（あるいは被保証予定者）からの事前申請に対し行われるセンター事務局による簡易審査です。
- 具体的には、以下の審査が実施され、本申請可と判定された場合にはその旨と仮決定の保証限度額と保証料率が、保証不可と判定された場合にはその旨が事業推進者（あるいは被保証予定者）へ通知されます。

### 1. 保証できる法人・団体であるか否かの確認

- 下記の①もしくは②の団体の構成員で二以上の者又は③もしくは④の者が出資又は参加している法人又は団体である場合、あるいは①もしくは②の団体の構成員の二以上の者が協働、連携して事業を実施する場合であること。
  - ① センターに対して寄附又は出えんをしている不動産業者団体  
(例えば(社)全国宅地建物取引業協会連合会や(社)全日本不動産協会)
  - ② ①の構成員のうち法人であるもの  
(例えば(社)全国宅地建物取引業協会連合会を構成している各都道府県の(社)〇〇宅地建物取引業協会等)
  - ③ 上記①もしくは②の構成員で設立した事業協同組合や協同組合連合会等
  - ④ 上記①もしくは②の構成員が設立した協業組合
- 上の要件に該当する不動産業者であることの確認は、宅建業の免許申請書又は所属団体会員名簿の写し等により行われます。
- 保証を受けることができる法人・団体及びできない法人・団体の主な事例は以下の通りです。

#### 【保証可能な法人・団体】

- ① 地域再生事業等において、対象物件の改修、コンバージョン、新築等を実施し、あるいは賃貸事業等を行う法人又は団体であって、センター出えん団体会員の不動産業者が、2社以上出資又は参加しているもの
- ② 地域再生事業等において、対象物件の改修、コンバージョン、新築等、あるいは賃貸事業等をセンター出えん団体会員の不動産業者が、2社以上で相互に協働、連携して実施しているもの

#### 【保証不可な法人・団体】

- ① 不動産業者が対象物件の売買に係る媒介業務を受託しただけの場合
- ② 不動産業者が対象物件を事業開始時に売却処分して、地域再生事業等には参画しない場合

(理由：地域再生事業等に事業期間中、継続して事業参画することを求めるため)

## 2. 保証できる事業であるか否かの確認

➤ 保証できる事業か否かの主な事例は以下の通りです。

### 【保証可能な貸付】

- ① 国や地方公共団体等の補助金あるいはその他の一定の支援措置を受けて、地方再生事業等を行う場合
- ② その他、事業内容、事業主体等がセンターの債務保証事業にふさわしい場合

### 【保証不可の貸付又は事業内容】

- ① 保証予定額を金融機関の融資予定額の90%超として計画している事業
  - ② 対象物件が以下のクライテリアに該当する場合
    - ・公序良俗等に反する案件  
(例：パチンコ店、ソーシャルビル、ラブホテル等)
    - ・違法建築物案件（既存不適格物件は改善計画の内容等により検討可）
  - ③ 適切な審査資料・データの提供がなされない場合
  - ④ その他、事業内容、事業主体等がセンターの債務保証事業にふさわしくない場合
- 実施する地域再生事業等の内容確認は、業務契約書等の写し等により行います（契約予定の場合は、案文等で確認し保証申請時に再確認を行います）。

## 3. 本申請の実施・不実施の決定

金融機関と事業推進者（あるいは被保証予定者）とは、当センターの事前審査結果を踏まえ、センター債務保証の本申請を行うか否かを決定してください。

## 第5章 本申請

- 事前審査において本申請可と判定された場合には、センターからその旨が事業推進者（あるいは被保証予定者）へ通知されます。
- 事業推進者（あるいは被保証予定者）は、本申請までに当該事業の実施に必要な書類の作成、不動産市場・対象不動産に関する重要事項等の調査レポート（鑑定評価、その他の方法による価格評価を含む）、建物等調査レポート（ER、その他の方法による調査を含む）等の取得、被保証者となる法人又は団体の確定・設立等を行っておく必要があります。
- 金融機関は、事業計画・借入金返済計画（CF 計算書）の妥当性、事業対象不動産の価格評価額の妥当性、被保証予定者の経営・財務の健全性等を審査し、融資について内諾を与えた段階で、被保証予定者と連携して以下の手順により本申請を行うこととなります。
  - ① まず被保証予定者が金融機関に「債務保証委託書（被保証予定者）」（様式再生第 2 号）を提出します。
  - ② 金融機関は、前項の「債務保証委託書（被保証予定者）」に加え、自らの総合所見を付した「債務保証協議書」（様式再生第 3 号）を提出することにより、債務保証の正式申込を行うこととなります。

## 第6章 本審査

- 本審査は、事前検討委員会審査および審査委員会審査の2段階で実施されます。
  - ① 事前検討委員会審査で事業内容等の具体的な確認を行います。

審査は、「債務保証委託書（被保証予定者）」、「債務保証協議書」、事業計画書（CF計算書を含む）、不動産市場・対象不動産に関する重要事項等の調査レポート（鑑定評価、その他の方法による価格評価を含む）、建物等調査レポート（ERその他の方法による調査を含む）、被保証予定者の業績・財務・税務面の諸資料等の検証・確認（委員による現地調査を含む）により行われます。
  - ② 審査委員会では、以下の内容を審査します。
    - 一 事業計画のセンター目的に対する適合性
    - 二 借入れ資金の使途、並びに事業の必要性、妥当性及び効果
    - 三 申込人の事業遂行能力および申込人の企業活動全体としての業績、財務状況の健全性の評価
    - 四 資金計画及び借入資金返済能力
    - 五 その他（保証限度額等）
  - ③ 債務保証の実行の可否、保証限度額の決定がなされます。
- 本審査において債務保証の実行が決定された場合には、センターから金融機関及び被保証予定者にその旨の通知がなされます。
- 保証を承諾しないことが決定された場合も、センターからその旨が金融機関及び被保証予定者へ通知されます。

## 第7章 保証申請

- 債務保証決定の通知を受けた金融機関は、「債務保証委託書（金融機関）」（様式再生第4号）及び別添資料をセンターへ提出してください。

## 第8章 債務保証実行

- 金融機関は、前章の保証申請に基づき、センターから債務保証書が発行され次第、センター保証付融資を実行してください。

### 1. 債務保証書

- 債務保証を承諾することが決定された場合には、センターから金融機関に「債務保証書」（様式再生第5号）が発行されます。当該債務保証書には、保証金額、保証料率、保証期間等が記載されています。
- 被保証者には原則として金融機関に担保を提供させるものとし、その方法は債務保証書の記載内容に従うものとしします。
- センターが債務保証書を発行した日から60日を経過したのち金融機関がなお当該貸付の全部又は一部を実行しない場合は債務保証は失効することがあります。

### 2. 保証料

- 金融機関は、貸付後遅滞なく、被保証者から当該事業年度分の保証料を徴収し、センターへ納付してください。
- 保証料の金額については、「保証料計算書」（様式再生第6号）によって明示され、債務保証書の別添資料となっています。
- 借入期間が1年を超える被保証債務に係る保証料については、1年ごとに分割して前払い方式で徴収するものとし、この場合2年目以降の徴収についても同様に行うものとなります。
- 被保証者が保証料の納付を怠ったときは、納付すべき金額に対し、支払期限の翌日から納付を完了する日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した額の違約金を徴収することとなります。

### 3. 債務保証付貸付報告書

金融機関は、センターの債務保証付貸付を実行したときは、遅滞なく「債務保証付貸付報告書」（様式再生第7号）をセンターへ提出してください。また、当該報告書には「保証料送金通知書」（様式再生第8号）を添付してください。

### 4. 債務保証承諾書・念書

- 保証を承諾することが決定された場合には、センターから被保証者に「債務保証承諾書」（様式再生第9号）が発行されます。
- 被保証者には、センターに被保証者の守るべき条件その他必要な事項を記載した「念書」（様式再生第10号）を提出していただきます。念書には、保証者と被保証者との債務保証関係を記載した「債務保証委託約款」（様式再生第11号）を添付することとなります。

## 第9章 事後管理

- 金融機関には、債務保証が実行された後は、被保証者及び事業に関する各種資料を定期的にセンターへ提出する等の事後管理業務を行っていただくことになっています。

### 1. 通常時

#### ① 事業の状況報告

- 金融機関は、被保証者等から定期的に提出される資料等を受領したときは、その写しをセンターへ提出していただきます。

#### ➤ 提出資料の例

##### 【年次】

- ✓ 融資対象事業の年間事業計画書（CF 計算書を含む）及び実績  
～営業収入、営業費用、資本的支出、元利金支払の詳細等を含む
- ✓ 被保証者の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、税務申告書（監査法人の監査を受けている場合は、監査済みのもの）
- ✓ 事業対象不動産の価格評価書（事業対象不動産の価格に大きな変動があった場合等）

【半期】 信託決算報告書（信託受益権を用いた事業の場合、信託決算期毎に）等

【月次】 PM レポート等

#### ② 保証料の徴収

- 2年目以降の保証料の請求については、事前にセンターから被保証者には「保証料請求書」（様式再生第13号）が、金融機関には「保証料の徴収依頼書」（様式再生第12号）が送付されます。
- 保証料の金額については、添付書類である「保証料計算書」（様式再生第6号）によって明示されます。
- 金融機関は、保証料を徴収してセンターへ送金するとともに、センターへ「保証料送金通知書」（様式再生第8号）を送付してください。

#### ③ 保証の取消し

- 金融機関が故意又は重大な過失により、センターと締結した約定に違反して貸付けを行った場合、あるいは当該事業が複数の事業者が協働・連携して実施する事業に該当しなくなった場合（事業参画不動産業者が欠け、補充がなされない場合等）には、保証が取り消されることがあります。

## 2. 期限の利益喪失時、その他重要事項発生時

### ① 通知義務

#### 【被保証者】

- 次の事由が生じたときは、遅滞なく、被保証者はその旨をセンターに通知してください。
  - 一 期限の利益を失い、金融機関から債務の弁済の請求を受けたとき
  - 二 金融機関と被保証者との間に債務の更改、相殺、免除、混同、時効、担保物件の変動等原債務に影響を及ぼす事由が発生したとき
  - 三 被保証者の経営、業況、財産等に重大な変動が生じ、又は生じる恐れがあるとき

#### 【金融機関】

- 次の事由が生じたときは、その旨をセンターに遅延なく通知していただくとともに、適切な措置を講じていただく必要があります。
  - 一 被保証者につき、債務の履行を困難にする事情を予見し、又は困難にする事情が生じたことを知ったとき
  - 二 被保証者に対し期限の利益を失わせ、債務の弁済の請求をしたとき
  - 三 被保証者との間に債務の更改、相殺、免除、混同、時効、担保物件の変動等原保証債務に影響を及ぼすべき事由が発生したとき

### ② 金融機関の回収業務

- 被保証者が被保証債務の弁済期限到来の日(分割償還の場合は、各償還日)又は期限の利益を失った日において、当該債務の全部又は一部の履行をしない場合には、センターが保証していない債権の回収と同じ方法をもってセンターの保証に係る債権の回収を行ってください。
- センターの債務保証以外に提供されている抵当権等の物的担保等に関し、まず当該その他の担保が適切に実施(\*)されて、当該債権の回収が行われることが、センターの債務保証の履行の条件となります。

(\*) 市場での任意売却等を含みます。物的担保等の適切な実施方法、基準等については、センターと金融機関との間で協議の上で進めていきます。

- 金融機関が故意又は重大な過失により、センターの保証に係る債権の保全又は回収を怠ったため、被保証者から当該債権の全部又は一部の弁済を受けることができなくなった場合には、金融機関が適切な措置をとったならば弁済を受けることができたと思込まれる範囲内において、センターは当該保証債務の履行の義務を免れるものとします。

### 3. 代位弁済請求時

- 金融機関は、被保証者が被保証債務の最終履行期限又は期限の利益を失った日の翌日から 60 日を経過して、なお当該債務の全部又は一部を履行しない場合で、かつセンターの債務保証の履行の前提条件である抵当権等の物的担保等に基づく当該債務の回収作業を適切に実施した場合、以下に掲げる資料を提出することにより、代位弁済の請求を行うことができます。

#### 一 代位弁済請求書及び請求金額計算書

- ※ 請求金額計算書に記載する債務の範囲は、被保証債務の元本残高、利息及び最終履行期限又は期限の利益を失った日の翌日から 120 日を超えない期間に対する遅延損害金を加えた額の 90%以内となる。

#### 二 期限の利益喪失事由に関する経過説明書

- ・ 期限の利益喪失事由
- ・ 期限の利益喪失に至った経緯
- ・ 代位弁済請求に至った経緯
- ・ 今後の対応方針
- ・ その他重要事項

#### 三 金融機関の有する債権明細書

#### 四 被保証者の有する債権明細書

#### 五 その他センターが必要と認めて提出を求めた書類又は資料

- センターは「代位弁済請求書」等を受けとった後、遅延なく審査し、債権保全・回収について金融機関のとった措置が適切であると認めたときは、債務保証履行額及び支払方法を通知します。
- 代位弁済の請求は、被保証債務の最終履行期限又は被保証者が期限の利益を失った日の翌日から 1 年を経過した日以後においては請求することができないものとします。
- センターは、金融機関から保証債務履行の請求を受け、被保証者、担保提供者および連帯保証人等に通知催告をせずに弁済をした場合でも、金融機関に対抗すべき事由をもって被保証者、担保提供者および連帯保証人等から対抗されないものとします。



#### 4. 代位弁済実行時（求償権取得時）

##### ① 求償権の取得

- 「3. 代位弁済請求時」の手続きの後、金融機関から「債務保証書」（様式再生第 5 号）の提出を受けて、センターは保証債務を履行します。金融機関は代位弁済金受領後、速やかに「代位弁済金受領書」をセンターに提出してください。
- センターは保証債務を履行したときは、被保証者および連帯保証人等に対し、その履行した金額に相当する求償権を取得するものとし、遅滞なく、その旨を「求償権取得通知書」により当該求償権に係る債務者に通知します。

##### ② 求償権の行使方法

- センターは、求償権を取得した場合は、求償権に係る債務者および連帯保証人等に当該求償権の行使方法を提示するものとします。
- 金融機関は、当該求償権（求償権に係る違約金を含む）の行使について、センターから特別の手続きを依頼したときは、可能な限りこれに応じ、その行使に協力してください。この場合、金融機関が特別な費用を要したときは、センターがその費用を負担するものとします。
- 次に掲げる事由が生じた場合、センターは被保証者および連帯保証人等に対し予め求償権を行使することができるものとします。
  - 一 被保証者が被保証債務の履行を怠り、又は「債務保証委託約款」（様式再生第 11 号）に違反したとき
  - 二 被保証者の財産又は担保物件につき差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立て又は国税滞納処分を受けたとき
  - 三 被保証者につき倒産関連手続きの申立があったとき
  - 四 被保証者が事業閉鎖又は解散したとき
  - 五 前各号の他、被保証者および連帯保証人等につき債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

以上